品川区長あて

捨印

誓　　　約　　　書

品川区が実施する令和７年度雇用確保支援事業における中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援助成金申請にあたり、申請書に虚偽記載がないこと、申請者が次の１～１０を含む募集要項記載の申請要件等の全てを満たしていることを確認した。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 項目 |
| １ | 次の（１）～（４）のいずれかに該当する法人（中小企業基本法に規定する中小企業）又は個人事業者であり、品川区内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる。  (1)資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下または従業員の数が300人  以下の製造業者（以下「中小製造業者」という。）である。  また、履歴事項全部証明書において製造業者だと明確にわかる。  (2)資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下または従業員の数が300人  以下の情報サービス業者（以下「中小情報サービス業者」という）である。  また、履歴事項全部証明書において情報サービス業者だと明確にわかる。  (3)資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下または従業員の数が300人  以下の建設業（以下「中小建設業者」という）である。  (4)製造業、情報サービス業、建設業いずれかを主に営む個人事業者である。 |
| ２ | 次の（１）～（４）の要件について、全てを満たしている。  （※みなし大企業でない）  (1)大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の１／２以上を所有又は出資していない。  (2)大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の２／３以上を所有又は出資していない。  (3)自社の役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない。  (4)大企業が実質的に経営に参画していない。 |
| ３ | 法人都民税および法人事業税（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納して  いない。 |
| ４ | 品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていない。 |
| ５ | 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でない。 |
| ６ | 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団関係者と密接な関係を有さない。 |
| ７ | 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況  ではない。 |
| ８ | 公益財団法人東京しごと財団が実施する「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を活用し、奨学金の貸与を受けている学生等を雇用している |
| ９ | 令和７年度品川区中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援助成金募集要項で、本助成金の詳細について確認した。 |
| 10 | 品川区産業振興施策に関するアンケートに回答することを了承する。 |

　 年　　月　　日

代表者印

所在地

法人名

代表者